

市原看護専門学校 学校評価実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、学校教育法第 42 条・第 43 条、学校教育法施行規則第 66 条・第 67 条・第 68 条に基づき、教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その評価の結果を踏まえて、学校運営や教育活動の改善・充実。教職員の資質・能力の向上を図り、教育目的・教育目標を達成する教育活動の実践のために定める。

2. 学校評価の考え方

教育活動その他の学校運営状況（以下「教育活動」という。）について自ら評価し、その結果を踏まえて、卒業生、地域有識者等の学校関係者（当該当校の教職員を除く。以下「学校関係者」という。）からの評価を行う。また、学校長が必要と認めたときには、第三者機関による評価を得る。

これらを学校評価と称す。学校評価を公表することにより、学校としての説明責任を果たし、学校の教育力の向上を図る。

3. 実施方法等

1) 学校評価の基本姿勢

(1) 学校は、教育理念を元に教育目的、教育目標の達成する上で、現状と課題を明らかにする。学校長は重点目標を設定する。目標達成のために、計画(P)、実施(D)、評価(C)、改善・更新(A)の一連のサイクルにより、学校運営の改善や教育活動の充実を推進する。

(2) 学校評価は、教育活動等について学校が自ら評価（以下「自己評価」という）し、その結果を踏まえた学校関係者による評価（以下「学校関係者評価」という）を行うことを基本とする。また、学校長が必要と認めた場合、第三者機関による評価を行う。

2) 学校評価の推進組織の整備

(1) 学校評価の運営を行うとともに、学校関係者評価に関わる事務、評価結果に伴う改善・更新を推進するため、校内に副校長、各科主任及び副校長が指定した者からなる自己評価委員会を設置する。

なお、自己評価委員会を校内の既存の組織で代替することができる。

3) 評価項目、評価指標

(1) 教育目的、教育目標達成に向け、文部科学省による専修学校における学校評価ガイドラインを参考に、本学の特性に合わせた評価項目、評価指標とした。

4) 評価の実施

(1) 自己評価：学校の目標・評価等に沿った取組の達成状況や、それらの取組

が適切に行われたかどうか等について評価を行い、学校運営の改善等に活用する。

- ① 実施時期：該当年度の 12 月末までに、各科教職員による教育活動等について自己評価をする。
 - ② 評価項目等：文部科学省による「専修学校における学校評価ガイドライン」を元に本学の現状にあわせた項目とする。
 - ③ 継続的な情報・資料の収集・整理
 - 目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示すうえで、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理する。
 - PDCA サイクルにおける取組：授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況、 等
 - ④ 自己評価の結果の報告：自己評価の結果の報告書にとりまとめ、学校長へ報告する。
 - 報告内容：目標やその達成状況及び取組の適切さ等の評価結果や分析、今後の改善方策について、簡潔に記述する
 - 学生・教職員の個人情報保護や安全確保を念頭に、報告書に記述する。また、記述内容は、公開する情報・資料と非公開とする情報・資料を区分する。
- (2) 学校関係者評価：自己評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高める。
- ① 実施時期：当該年度内に自己評価の評価結果に基づき、学校外の関係者による評価を行う。
 - 自己評価結果の内容が適切か。
 - 自己評価結果を踏まえた今後の改善方策が適切か。
 - 自己評価の評価項目等が適切か。
 - 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切か。
 - ② 評価対象：自己評価結果と学校運営に関する資料
 - ③ 評価結果の報告：評価結果をとりまとめ、学校長へ報告する。
学校長は、学校運営の最高決議機関である運営委員会へ評価結果を報告する。
 - ④ 評価結果の公開：学校長は、運営委員会からその結果の公開について承認を得て、学校ホームページにて公開する。
 - ⑤ 評価者の任命と任期：学校長が任命し、任期を 4 年間とし再任を妨げない。

- (3) 第三者評価：学校とその学校長が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした当該学校から独立した第三者が、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、当該第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価。
- ① 実施およびその結果の報告・公開方法等については、学校長が必要と認めたときに、決める。

附則

1. この要綱は、令和元年 11 月 18 日より施行する。

引用・参考資料

1. 専修学校における学校評価ガイドライン 平成 25 年 3 月生涯学習政策局：文部科学省